

**【内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
子どもの貧困対策担当関係】**

○ 子供の貧困対策について

子供の貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定した。同法により、各都道府県においては、同大綱を勘案して、子供の貧困対策に関する計画を定めるよう努めるものとされているところだが、今年度中にはほぼ全ての都道府県において策定される予定である。今後は「地域子供の未来応援交付金」の活用等を通じ、管内の市町村においても計画の策定を進めていただくようお願いする。

(1) 子供の未来応援国民運動について

「子供の貧困対策に関する大綱」においても、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトの推進をうたっているところ。

平成27年4月「子供の未来応援国民運動」発起人集会を開催し、同国民運動の趣意書が採択され、同年10月から民間資金による「子供の未来応援基金」の創設や、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別等で検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備するなど、国民運動の各種事業を開始したところ。国民運動の発起人には、地方公共団体からも御参画いただいております。支援情報ポータルサイトの掲載情報の充実、国民運動の各種事業の周知、「子供の未来応援基金」のための募金活動など、引き続き国民運動への御協力をお願いする。

なお、政令市以外の市区町村には、支援情報ポータルサイトの施策登録を依頼しておりますので、2月中の登録をお願いいたします。

(2) 地域子供の未来応援交付金について

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に記載のとおり、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするために、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成が必要となっていることから、内閣府において、平成27年度補正予算に「地域子供の未来応援交付金」を計上し、「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」を実施することとしている。

同交付金は、具体的には次の事項に活用できるため、積極的に検討をお願いする。

- ① 実態調査と支援体制の整備計画策定（補助率3／4）

- ② コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備（補助率1／2）
- ③ 地方自治体独自の先行的なモデル事業（補助率1／2）
- ④ 子供の未来応援基金「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」との事業連携（補助率1／2）

（照会先）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

子どもの貧困対策担当

葛西、新保

Tel:03-5253-2111（内38215、38218）

03-6257-1438（直通）

子供の未来応援国民運動 — 貧困の連鎖の解消を目指して — 自治体の皆様へのお知らせと御協力のお願い



平成28年2月
内閣府子供の貧困対策推進室

子供の貧困対策の重要性

・子供の貧困を放置すれば、いわゆる「貧困の連鎖」が生じ、社会を支えていくはずの子供たちが、支えられる側になる恐れがある。

・貧困の連鎖は、子供の将来が閉ざされるのみならず、人材の減少や市場の縮小、社会保障費の増大といった少子高齢化の負の影響に拍車がかかる。

《参考》

- ・子供の貧困対策により、現在15歳の子供のうち貧困の状況にある子供の進学率及び中退率が現状が改善した場合、生涯所得の合計額が2.9兆円増え、政府の財政が1.1兆円改善するとの推計がある（日本財団及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる推計）。

・将来、社会の担い手となる子供たちの未来を応援することは、我が国の未来を明るく活力あるものにするために必要な「未来への投資」。

・子供の貧困対策を総合的に推進するためには、地域における教育分野・福祉分野等の多様な関係者の協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要。

政府における子供の貧困対策の充実

平成25年	6月26日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布 (全会一致で可決成立)
平成26年	1月17日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行
	8月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定
平成27年	4月2日 子供の未来応援国民運動 発起人集会 ○ 子供の未来応援国民運動趣意書を採択 ○ 総理から、ひとり親家庭の自立支援等のため、施策の充実について、夏を目途にその方向性を取りまとめ、年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定するよう指示
	8月28日 子供の貧困対策会議(国民運動の始動の時期等を了承)
	10月1日 子供の未来応援国民運動 始動 ○ ホームページ(支援情報ポータルサイト、マッチングサイト等)の開設、基金への募金受入れ開始
	10月19日 子供の未来応援国民運動 発起人会議 ○ 「子供の未来応援基金への御協力について」を決議
	11月26日 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策一成長と分配の好循環の形成に向けて一」をとりまとめ
	12月22日 子供の貧困対策会議(「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定)

子供の未来応援国民運動と主要事業

子供の貧困対策大綱(抜粋)

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

法律及び大綱に基づき、国民の力を結集して
 全ての子供達が夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し
 子供の未来応援国民運動を始動

支援情報ポータルサイト

匡、都道府県、市区町村等が行う子供の貧困対策(支援情報)を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的なポータルサイトを整備。

支援活動と支援ニーズの マッチングサイト

CSR活動等を行う企業等の支援リソース(こういった支援が出来るという登録)と、NPO等が抱えているニーズ(こういった支援が欲しいという登録)の双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。

子供の未来応援基金

子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを基金として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を行う。

子供の未来応援国民運動発起人一覧(平成27年10月7日現在)一

政府	<ul style="list-style-type: none"> 安倍 晋三 内閣総理大臣 菅 義偉 内閣官房長官 加藤 勝信 内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画) 馳 浩 文部科学大臣 塩崎 恭久 厚生労働大臣
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 山田 啓二 全国知事会長、京都府知事 森 民夫 全国市長会長、新潟県長岡市長 藤原 忠彦 全国町村会長、長野県川上村長
経済界・労働組合	<ul style="list-style-type: none"> 伊藤 一郎 旭化成取締役会長、日本経済団体連合会審議員会副議長 岡本 囀衛 日本生命保険代表取締役会長、日本経済団体連合会副会長 斎藤 勝利 第一生命保険代表取締役会長、日本経済団体連合会前副会長 三村 明夫 新日鐵住金相談役名誉会長、日本商工会議所会頭 神津 里季生 日本労働組合総連合会会長
マスコミ	<ul style="list-style-type: none"> 井上 弘 日本民間放送連盟会長、TBSテレビ代表取締役会長 白石 興二郎 日本新聞協会会長、読売新聞グループ本社代表取締役社長 初井 勝人 日本放送協会会長
支援団体等	<ul style="list-style-type: none"> 草間 吉夫 東北福祉大学特任教授、前茨城県高萩市長 坂本 博之 元日本・東洋太平洋ライト級チャンピオン、SRSボクシングジム会長 中井 政嗣 お好み焼き「千房」社長 安藤 哲也 日本子育て応援団共同代表 大塩 孝江 全国母子生活支援施設協議会会長 奥山 千鶴子 子育てひろば全国連絡協議会理事長 笹川 陽平 日本財団会長 玉井 義臣 あしなが育英会会長 藤野 興一 全国児童養護施設協議会会長 村井 琢哉 山科醍醐こどものひろば理事長 吉村 マサ子 全国母子寡婦福祉団体協議会理事長 渡辺 由美子 キッズドア理事長

国民運動に対して御協力いただきたいことの例

(1) ポータルサイト への協力	<ul style="list-style-type: none"> ①新規施策の追加等、情報を最新の状態に更新し、情報の充実を図っていただく。 ②窓口の担当職員にポータルサイトを御活用いただき、一人ひとりの状況に合わせた支援を行っていただく。 ③支援団体等にポータルサイトを広く周知し、一人ひとりの状況に合わせた支援に活用していただく。
(2) マッチングサイト への協力	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の企業・学校法人やNPO等に対し、マッチングサイトの活用を案内していただく。 ②マッチングサイトへ登録した企業やNPO等が直接会って話し合う場(マッチングフェスタ等)を設けていただく。
(3) 基金への 協力	<ul style="list-style-type: none"> ①広報紙やホームページ等により基金について周知していただく。 ②住民や職員等に対し、御寄付を募っていただく。庁舎をはじめとする自治体の施設等に募金箱や寄付付き自販機等を設置等いただく。
(4) 国民運動の PRへの 協力	<ul style="list-style-type: none"> ①庁舎内にポスターを掲出、リーフレットを置いていただく(ポスターは2月から学校や民間企業、一部の駅などに掲出予定。リーフレットは作成中。) ②フォーラムや講演会などを開催いただき、子供の貧困に関する啓発を行っていただく。

**都道府県・政令指定都市
子供の貧困対策主管課長等会議(1月18日)での依頼等事項**

○地域子供の未来応援交付金について

地方公共団体向けに、平成27年度補正予算で「地域子供の未来応援交付金」を創設いたしました。本日(2月23日)が第一回申請締切となっておりますが、来年度以降も申請受付の機会を設けることを予定しております。

次の事項に御活用いただけますので、御検討をお願いいたします。

- ① 実態調査と支援体制の整備計画策定(補助率3/4)
- ② コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備(補助率1/2)
- ③ 地方自治体独自の先行的なモデル事業(補助率1/2)
- ④ 子供の未来応援基金「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」との事業連携(補助率1/2)

○支援情報ポータルサイトについて

政令市以外の市区町村へ、子供の未来応援国民運動(支援情報ポータルサイト)への施策登録等について依頼をさせていただいています。4月からの情報公開のため、2月中に支援情報の登録をお願いいたします。

登録ページのアドレスは「<https://www.kodomohinkondata.jp/>」です。

参 考 資 料

I 子供の未来応援国民運動 ホームページ

I 子供の未来応援国民運動ホームページ -トップページ-



国民運動シンボルマーク
タブによるメニュー選択

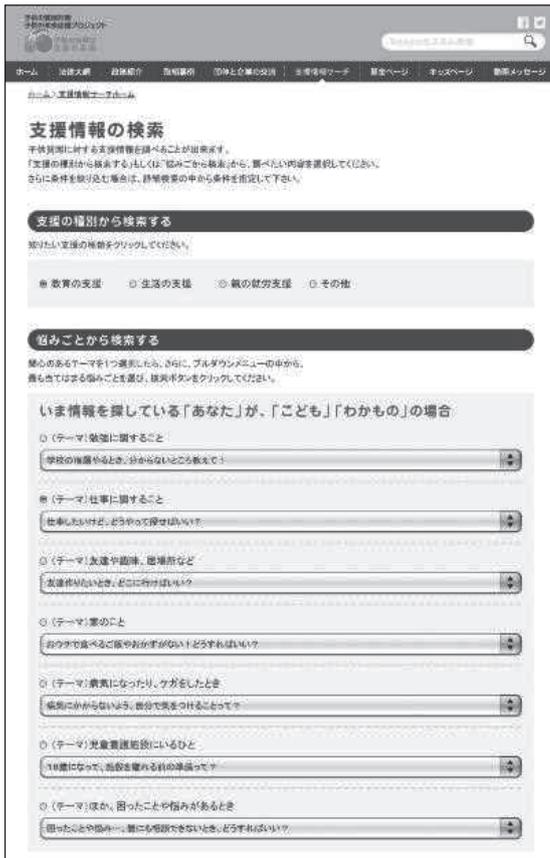
①支援情報ポータルサイト
②基金ページ
③マッチングサイトを強調。アクセスを簡易化

スマートフォン・タブレット対応済



新着情報、注目すべき情報等は時系列にリスト化し、随時掲載

I 子供の未来応援国民運動ホームページ –支援情報ポータルサイト–



目的

支援を必要とする方に、必要な支援(情報)を届ける

- 国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策(支援情報)を一元的に集約し、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備
- 当事者自身はパソコン等を有していない可能性もあり、主にその支援者が、当事者から相談を受けながら、必要な支援をコーディネートするための利用を想定
- 当事者へ配慮し、「進学したいけどお金がない」、「お腹が空いたけど食べ物を買うお金がない」等、当事者が有する具体的な悩みごとからも支援情報が検索可能
- 「ひとり親家庭の相談窓口」を登録することにより、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行い、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる。

機能

- 中央省庁、都道府県及び政令市の施策を合わせて約2000施策を掲載(27年10月1日現在) 28年度当初には全市区町村の支援情報を掲載予定
- 支援の種類、悩みごとの種類(計60を設定)、フリーワード、施策の実施主体から検索が可能

I 子供の未来応援国民運動ホームページ –マッチングサイト–



目的

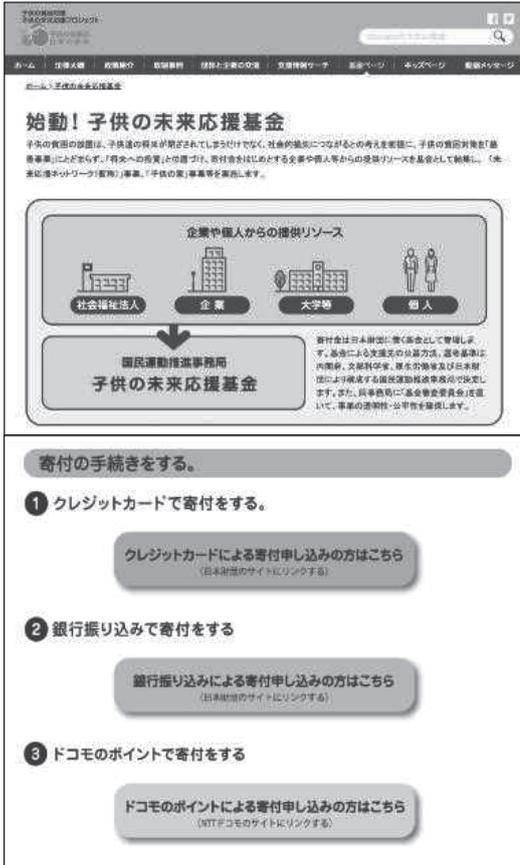
企業等による支援と、NPO等の支援ニーズをつなぐ

草の根で活動する支援団体の多くが、運営基盤がぜい弱であること等に鑑み、民間同士で連携し、助け合えるきっかけをつくるため、双方向で情報を提供、収集できるマッチングサイトを開設

機能

- NPO等団体と企業は、マッチングサイトに登録の上、それぞれ支援要請内容、支援提供内容を登録
なお、登録時には利用規約及び留意事項への同意が必要
- 支援の要請内容、支援の提供内容、評価の高いユーザー(団体、企業)をそれぞれランキング形式にて表示
- メール機能やソーシャルメディアとの連携など、より効率的にマッチングできる機能を整備

I 子供の未来応援国民運動ホームページ –子供の未来応援基金のページ–



目的

国民に対し、基金への理解と協力を求める

貧困の連鎖を断ち切ることは、社会にとって「将来への投資」につながるという理念等について、国民に対し、理解と協力を求め、提供リソースを基金として結集するための情報発信

機能

- 基金のコンセプトや基金により実施する事業の紹介
- ホームページからの寄付の方法は以下の3通り。
 - ①クレジットカードによる寄付(日本財団のサイトへリンク)
 - ②銀行振り込みによる寄付(日本財団のサイトへリンクし領収書の発行が可能)
 - ③ドコモのポイントによる寄付(NTTドコモのサイトへリンク)
- その他、身近な金融機関からの直接振り込みも可能
- 寄付に対しては、寄付金控除や損金算入など、税制上の優遇措置が適用される

I 子供の未来応援国民運動ホームページ –その他のコンテンツ–

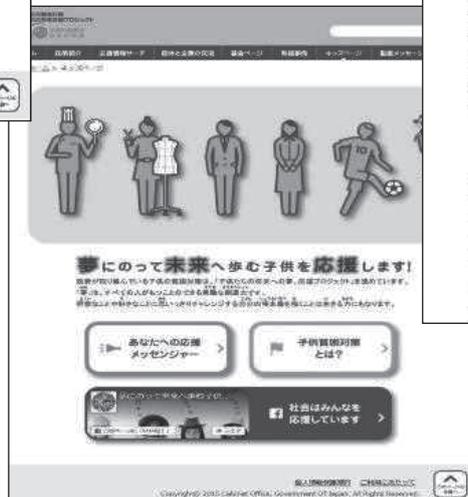
政策紹介



応援メッセージ

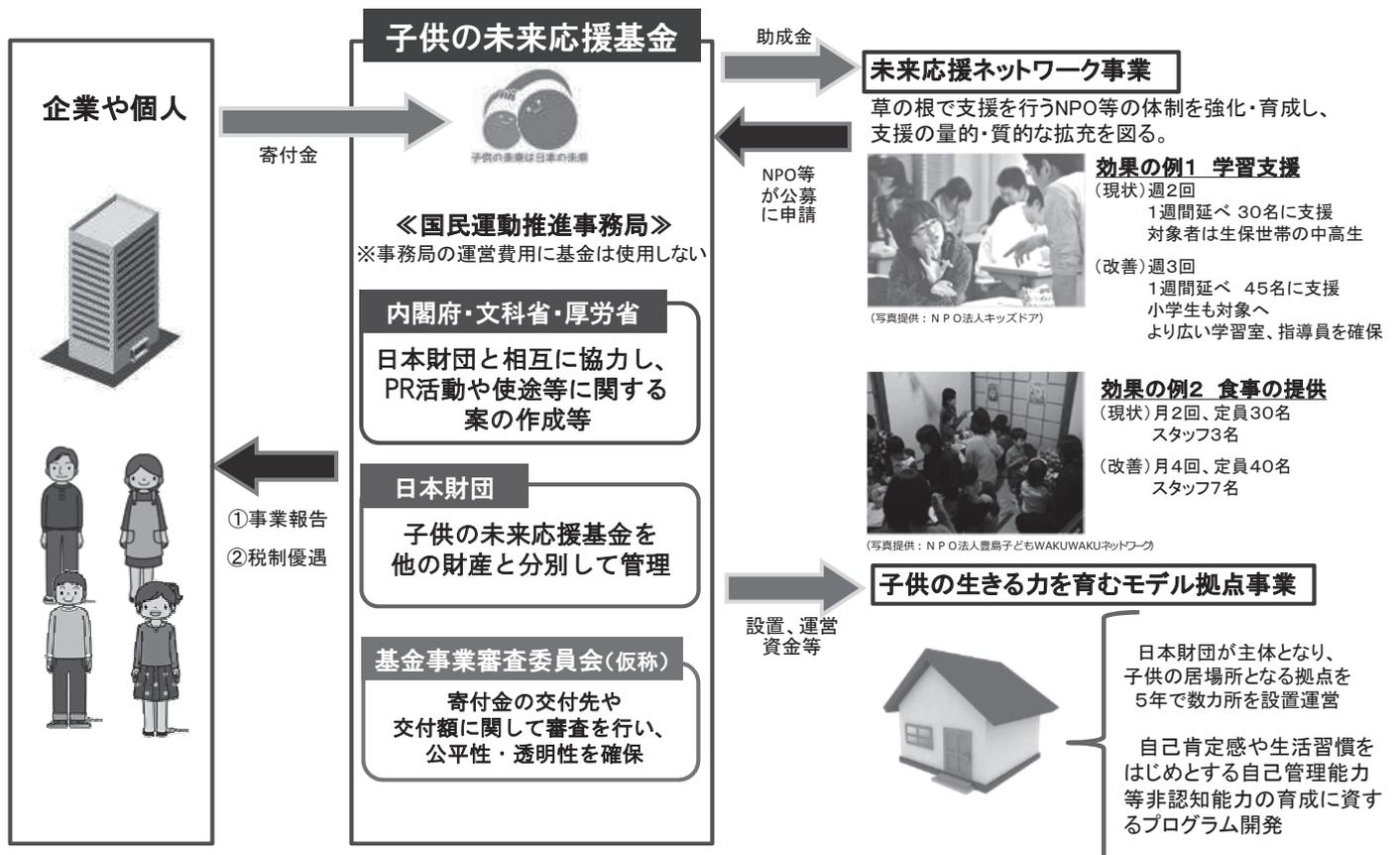


キッズページ



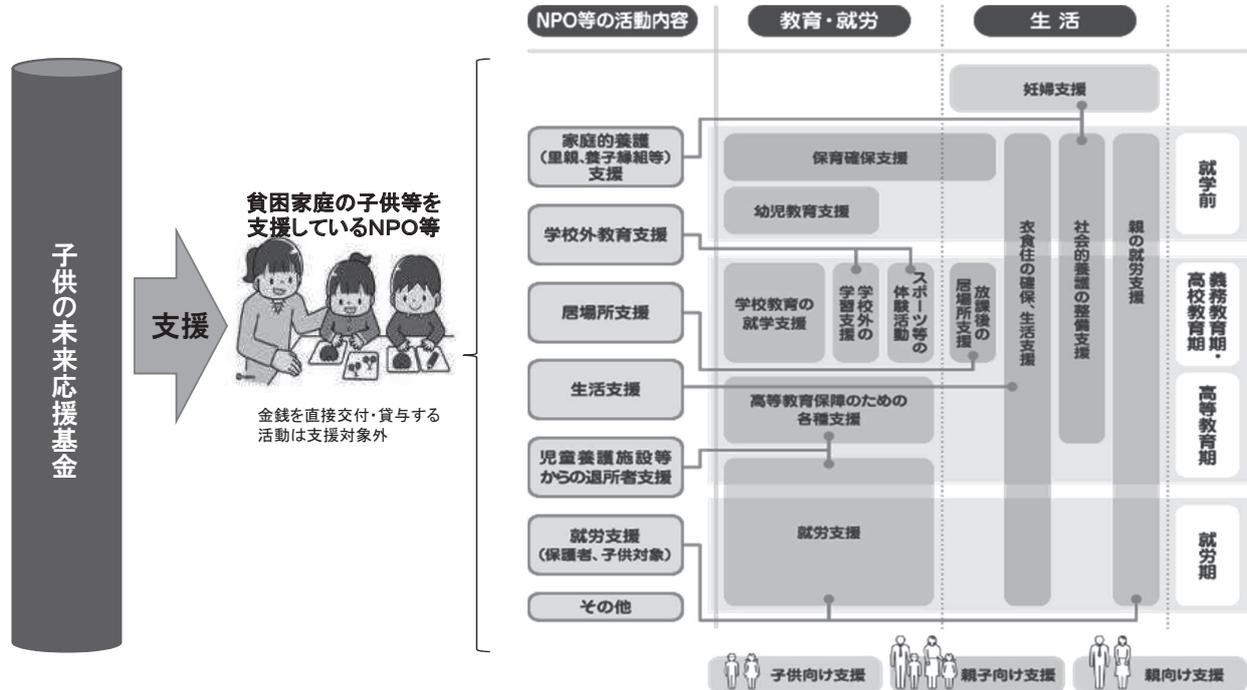
Ⅱ 子供の未来応援基金

Ⅱ 子供の未来応援基金 —事業概要とお金の流れ—



Ⅱ 子供の未来応援基金 —未来応援ネットワーク事業 ①—

貧困の状況にある子供等に寄り添って草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備する。



Ⅱ 子供の未来応援基金 —未来応援ネットワーク事業 ②—

NPO等による支援

- 地域単位で活動する団体が多く、当事者にとって身近であるため、当事者の状況を把握しやすい。
- 一人ひとりの状況に基づき、制度等の枠を越えて弾力的にニーズに沿った支援や活動がしやすい。



地域によっては子供の貧困対策に注力し、全国的な注目を浴びている民間団体もあるが、零細運営が多い。

- 職員等は平均10名(0~4名の団体が約55%)
- 年間収入1千万円未満の団体が約44%、寄付収入が頼り。
(内閣府 子供の貧困対策に取り組む支援団体の活動事例に関する調査研究結果報告書より)

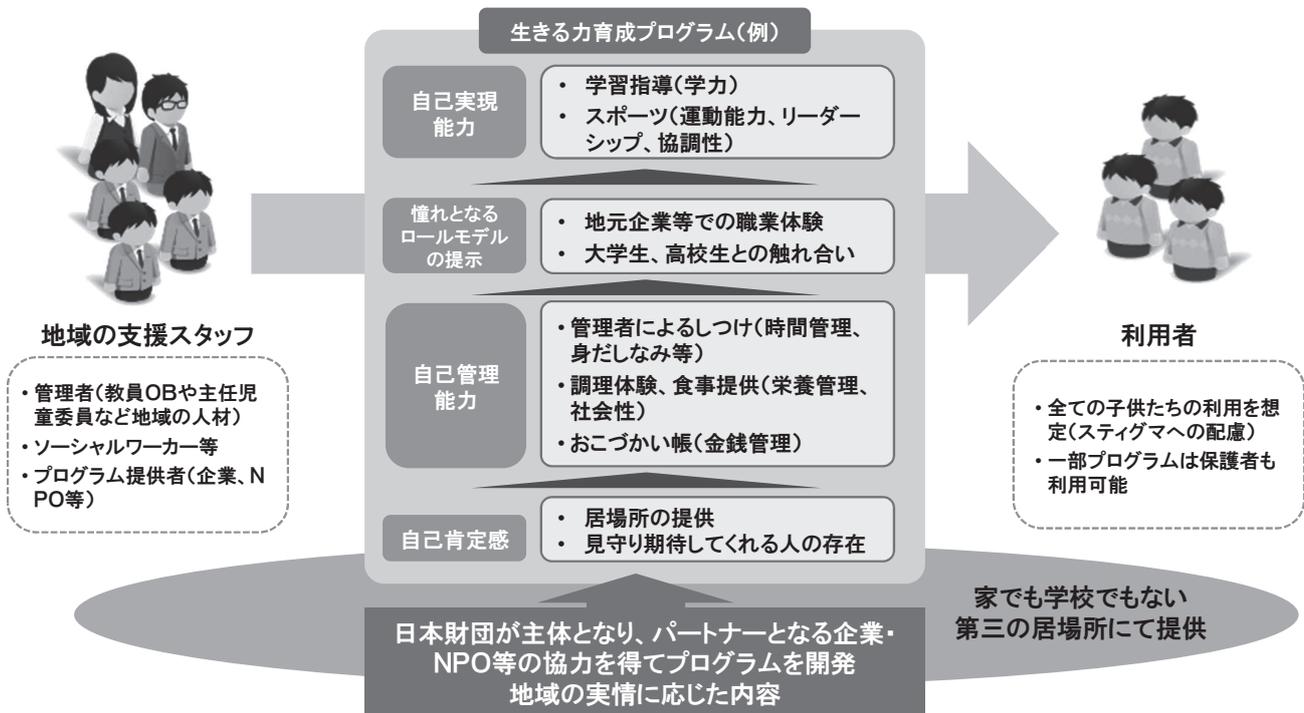


個別のNPOが寄付を募る例もあるが、収入として安定していない。また、NPO同士での支援に関するノウハウの共有、横展開が不十分。

- ➡ 支援を行うNPO等の多くは運営基盤がぜい弱で、行政や民間企業等との連携や支援を求めている。
- ➡ よって、民間資金による基金を通じてNPO等を支援し、行政と相互補完的に支援を行うことが効果的。

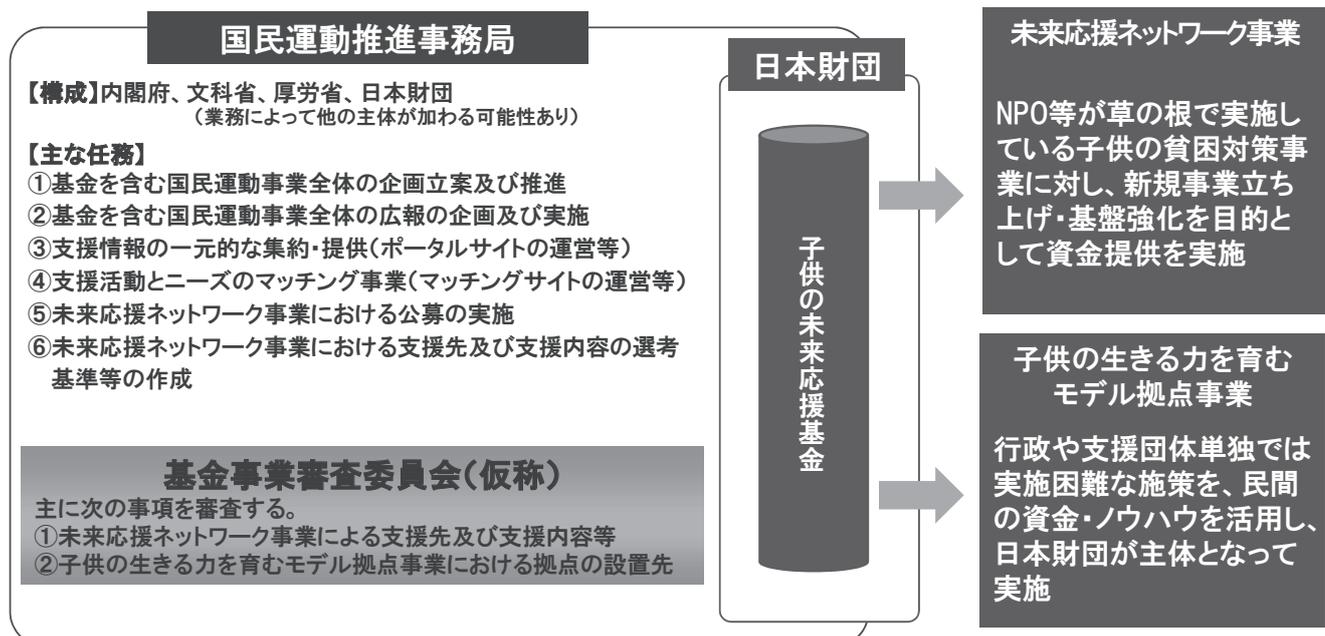
Ⅱ 子供の未来応援基金 —子供の生きる力を育むモデル拠点事業—

子供の生きる力を育むモデル拠点事業では、子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを、地域の支援スタッフが子供たちに提供する。



Ⅱ 子供の未来応援基金 —管理運営体制—

寄付金は、日本財団に置く基金として管理。公募方法、選考基準については、国民運動推進事務局で決定。さらに、事務局に「基金事業審査委員会(仮称)」を置き、基金運営の透明性・公平性を確保する。



Ⅱ 子供の未来応援基金 — 発起人による決議(平成27年10月19日) —

子供の未来応援基金への御協力について

平成27年4月2日、私たちは、「子供の未来応援国民運動」趣意書を採択し、「いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。子供たちと我が国の明るい未来をより一層輝かしいものとするため、今こそ国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してまいりましょう」と呼びかけました。

子供の貧困を放置すれば、社会を支えていくはずの子供たちが、いわゆる「貧困の連鎖」により、支えられる側になる恐れがあり、人材の減少や市場の縮小、社会保障費の増大といった少子高齢化の負の影響に拍車がかかります。

将来、社会の担い手となる子供たちの未来を応援することは、「慈善事業」にとどまらず、我が国の未来を明るく活力あるものにするために必要な「未来への投資」に他なりません。

このような考えに基づき、国民の力を結集して、社会全体で子供の貧困対策に取り組み、貧困の連鎖を解消するとともに、積極的に人材を育成していくための仕組みとして、新たに「子供の未来応援基金」が創設されました。

つきましては、是非とも、本基金の意義と必要性を御理解いただき、貧困の状況にある子供たちの未来を応援し、ひいては我が国の明るい未来を切り拓くために、皆様から御支援いただけますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年10月19日

「子供の未来応援国民運動」発起人一同

Ⅱ 子供の未来応援基金 — 寄付の方法 —

1. 国民運動ホームページからのアクセス

- ① クレジットカードによる寄付
日本財団のサイトへリンクし、クレジットカードによる寄付が可能
- ② 銀行振り込みによる寄付
日本財団のホームページへリンクし、
銀行振り込みの方は、領収書の発行が可能

銀行名：三菱東京UFJ銀行
支店：本店
預金種別：普通預金
口座番号：1660800
口座名：公益財団法人日本財団 子供の未来応援基金
口座名(カナ)：ザイニッポンザイダン コドモミライオウエンキキン

2. 身近な金融機関からの直接振り込み

お近くの金融機関からの右専用口座へ直接振り込みも可能

◆ 寄付に対する税制上の優遇措置(詳細は日本財団のホームページ参照)

- 個人による寄付： 寄付金は、「税額控除」か「所得控除」のいずれか有利な方を寄付者が選択し、寄付金控除を受けることができる。
 - (1) 税額控除の計算 (寄付金合計額 - 2,000円) × 40% = 寄付金控除額
 - (2) 所得控除の計算 (寄付金合計額 - 2,000円) × 所得税率 = 寄付金控除額(※寄付金合計額や寄付金控除額の限度額については、日本財団ホームページ参照。)
- 法人による寄付： 寄付金は、一般の寄付金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入することができる。
損金算入限度額 = (資本金等の金額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) ÷ 2
(※資本金等の金額は、資本の金額と資本積立金の合計額を指す。)

地域子供の未来応援交付金

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の趣旨・概要について

1 事業の目的

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、本年度中にほぼ全ての都道府県において子どもの貧困対策についての計画が策定される場所である。地域の実情に応じた具体的な施策を講じるに当たっては、地域の住民に身近な市区町村が、当該計画を踏まえて、都道府県と連携しつつ、積極的な役割を果たすことが期待される。また、都道府県は広域調整、市区町村の後方支援、とりまとめの役割を果たすことが期待される。

一方、政府は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化」として、貧困家庭の子供に対する学習支援や居場所づくりなどの「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の実効性を高めるため、地方自治体を通じた支援を行うこととされている。

プロジェクトの実効性を高めるためには、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成が必要となっている。このため、子供の未来応援交付金を創設し、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を実施する。

2 事業の規模

本事業は、地域の実情を踏まえつつ、地方自治体の体制整備を段取り良く進めていく必要があることから、複数年にわたって計画的に実施するものとする。平成 27 年度補正予算案では国費 24 億円を措置し、40 億円程度の事業規模を見込んでおり、補正予算成立後、速やかに執行することとする。

3 事業の具体的内容

次の事項について、当該交付金による支援を行う。都道府県においては、自ら策定する子供の貧困対策についての計画と照らし合わせて、管内の市区町村と調整しつつ、広域調整、後方支援、とりまとめの役割を果たすこと。また、内閣府との関係では、都道府県が窓口となること（政令指定都市を除く）。

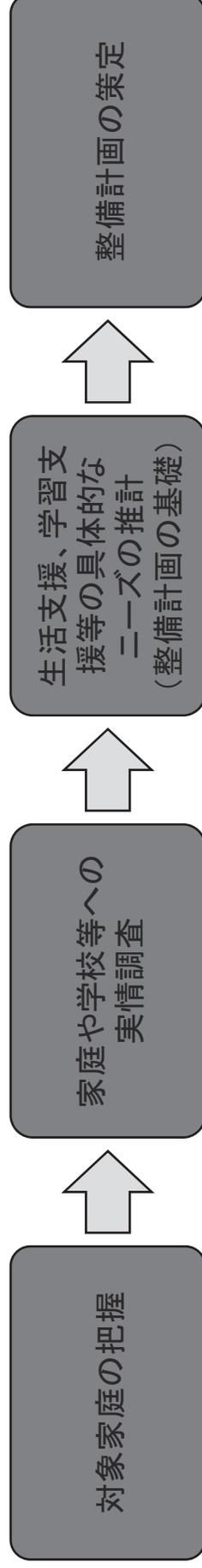
- (1) 各自治体における、①貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、②支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握、③「3つのつなぎ」を実現する人材・機関（コーディネーター）の配置・設置を核とした体制整備を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。補助率 3/4
 - (2) 当該計画を実現していくため、関係者間の協力関係の構築に向け、「3つのつなぎ」を実現することができる人材・機関（コーディネーター）の位置付けを含む具体的な体制整備を行う。補助率 1/2
 - (3) 上記の整備計画の策定及び体制整備を行った地方自治体が、国民運動の展開に合わせ、「子供の未来応援基金」とも適宜連動し、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を行う。補助率 1/2
 - (4) 上記の整備計画の策定及び整備計画を行った自治体が、民間の「子供の未来応援基金」事業（子供の生きる力を育むモデル拠点事業）と地域をつなぐネットワーク事業に対する支援も実施する。補助率 1/2
- ※ 政令指定都市を除く市区町村分については、都道府県が広域調整、後方支援、とりまとめの役割を果たし、内閣府との窓口となることを踏まえて、都道府県事務費を補助する。定額

【子供の貧困対策における「つなぎ」の必要性と取組の工夫について】

- ・ 教育と福祉の切れ目については、保育所や幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校へ学習の状況や健康の状況等に関する情報が、引継ぎ等されるよう、学校等との連携の一層の推進が必要、小学校から中学校への進学の際の切れ目を越えた福祉による学習支援や居場所づくりの取組が十分ではない、また、高校進学後のフォローがなされていないといった課題がある。
- ・ 子供の貧困対策においては、教育と福祉を「つなぐ」ことが重要であり、関係者も意識はしてはいるが、実際にはなかなか実効性ある取組に練成されていないのが実情である。例えば、学校において把握している貧困状態にある子供の情報が、福祉部門が担当している夜の居場所における食事や学習支援に十分に活かされていない。
- ・ 学習や家庭に困難を抱えた児童・生徒に対し、教職員、スクールソーシャルワーカー、民生委員、ケースワーカー、地域の企業、草の根の支援を行うNPO等が一体となって支援するために、専門家の助けも得つつ、ネットワークを形成して支援を行う地方自治体も見られる。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の基本的な進め方(典型的な例示)

1. 実態調査と支援体制の整備計画策定



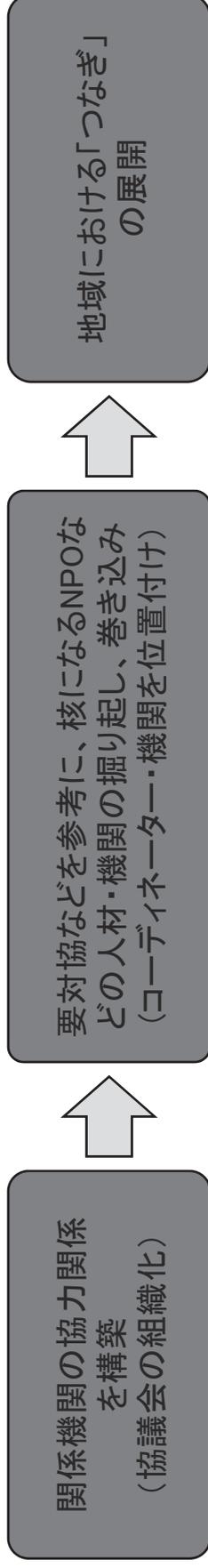
(1) まず、就学援助対象者、ひとり親家庭、生活困窮者など行政資料を活用し、対象家庭を確認、把握する。加えて、学校等へのヒアリングやアンケートなどの実情調査により、支援ニーズを把握する。例えば、当該地域において学習支援や居場所づくりを行うニーズがどの程度あるかを調査する。

具体的には、①学習習慣を習得する必要があるなど生活習慣の改善が必要な子供、②健康面など別支援へつなぐ必要がある子供、③学力はあるが、奨学金等の進学相談が必要な子供、④進学のために個別の学習支援が必要な子供などの把握、分類を行う。

(2) 個別ニーズに対応するため、地域に現存する資源や今後必要となる資源(例えば、勉強を教えるボランティア、場の提供、場における低廉な価格での食事の提供など)を数量的に把握する。

(3) 関係行政機関、地域のNPO、企業、自治会等の連携・協働を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。

2. コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備



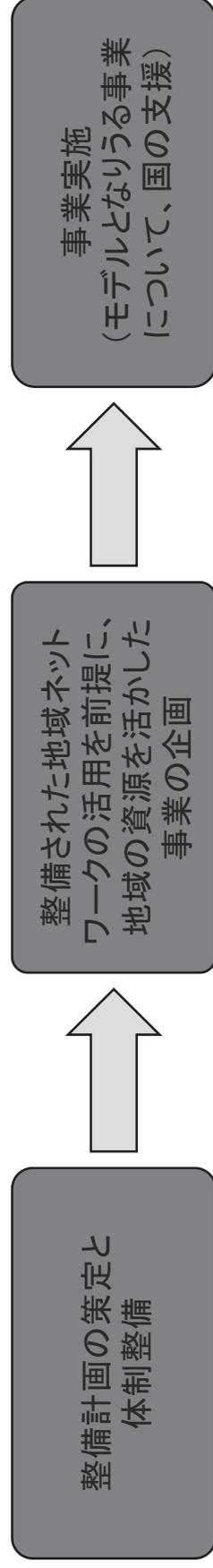
(1) 学習支援と居場所づくりなどを念頭に、整備計画に基づき、「3つのつなぎ」を実現するため、まずは地域の関係機関の協力関係を構築（協議会の組織化）を行う。その際、教育委員会等教育部門と子育て支援課等福祉部門の両者が加わるようにし、片方だけの組織とならないよう留意すること。

(2) 要保護児童対策地域協議体などを参考に、支援の核となる地域の自治会、町内会、商工会議所（商店街）、企業、NPOなどを掘り起し、協議会に巻き込む。教育・福祉双方に通じた人材・機関を核として、例えば学習支援と居場所づくりに必要な協力体制を整備する。

(3) 地域における「つなぎ」の展開を行っていく。例えば、学習支援や居場所づくりに必要な、ヒト・モノ・カネの集約を図る。

※ 並行して、積極的な広報・啓発活動等によって住民の幅広い理解と協力を得ることに努める。

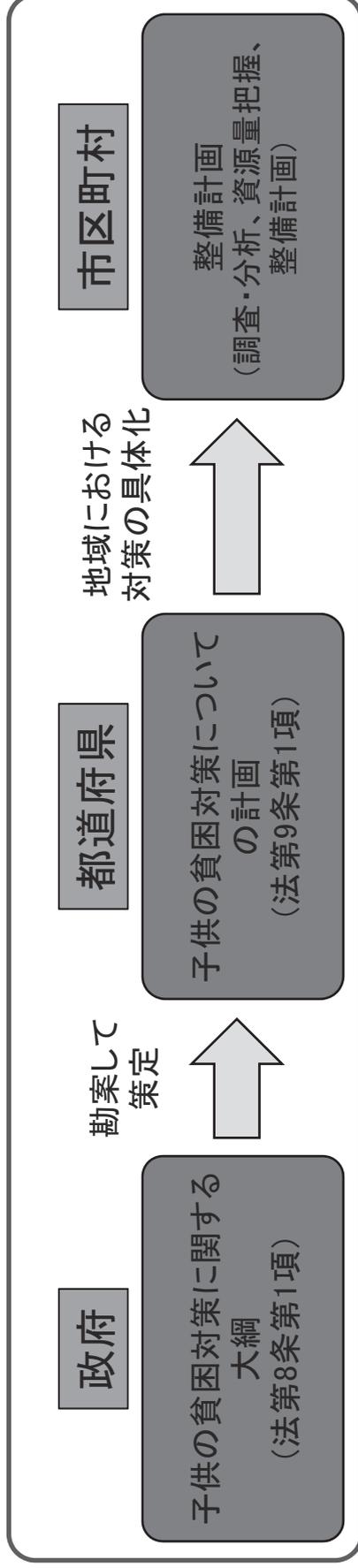
3. 地方自治体独自の先行的なモデル事業



- (1) 国が支援を行うモデル事業については、実態調査等に基づく整備計画とコーディネーター・機関の位置付けを含む体制整備を前提とした、地域の資源(担い手)になる地域の企業、NPO、自治会等)を活かし、地域のカ(ヒト・モノ・カネ)を集約した事業であることが前提。
 - (2) モデル事業の標準型は各地域レベルでの取組、中核型は比較的広範囲(広域圏レベル)での取組を想定しているが、企画に合わせて選択するものとする。補助事業終了後の在り方については各自治体において検討すること。
 - (3) 地域のカを集約するためには、子供の未来応援国民運動について、それぞれの地域で周知していくことが有効。
 - (4) モデル事業については、先行性や汎用性を要件としているが、全く類例のない先端的な取組を求めるものではなく、例えば学習支援と居場所づくりを組み合わせた事業など、ひと工夫のある取組を想定している。また、実施場所については、有効な場所を広く検討していただきたい。
- ※ 例えば、高齢者デイサービスセンターは、利用者が夕方帰宅することから、当該施設の厨房・浴室や車両を活用し、ひとり親家庭等の児童を送迎付きでトワイライトステイを実施することなどが考えられる。

(参考)

子供の貧困対策の推進に関する法律



対象の市区町村は人口規模を問わない。

市区町村は、都道府県計画を踏まえ、当該地域において優先的に実施すべき対策のために、どのような体制を整備する必要があるか、「3つのつなぎ」を実現できるコーディネーター・機関の整備を念頭に、計画を策定する。都道府県計画の全てについて総合的に対策を盛り込んだものとする必要はない。また、計画の策定のために必要な範囲で、調査・分析、現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握を行う。

※ 例えば、当該地域において、学習支援や居場所づくりを行うために、どのような支援体制を整備する必要があるか、といった観点から調査・分析、資源量の把握を行った上で、整備計画の策定を行う。